



農業委員の任期満了により、令和6年3月28日に新たな「農業委員」15人が市長から任命されました。同日に任命後初めてとなる第1回農業委員会臨時総会が霞ヶ浦庁舎において開催され、会長に飯田敬市委員、会長職務代理者に井坂孝雄委員が選出されました。また、4月10日に新たな「農地利用最適化推進委員」11人を農業委員会が委嘱し、農業委員会は新体制となりました。

# 農業委員会 新体制 発足

～ 地域と共に維持可能な農業を目指して ～

## 新会長あいさつ

市民の皆さまには、日頃より本市の農業委員会活動に格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

農業委員の任期満了に伴い、令和6年3月28日の臨時総会において農業委員の皆さまのご推挙により会長という大役を拝命することになりました。とても光栄でありますとともに、歴代会長の後をお引き受けすること、たいへん身が引き



締まる思いでございます。今般の改選により、新たに農業委員15人と農地利用最適化推進委員11人が選任され、新体制としてスタートいたしました。

本市における農業の現状は、農業従事者の高齢化と後継者不足、遊休農地の増大など大変厳しい状況下におかれております。農業委員会では、農地法に基づく権利移動の許可などに加え、これらの課題に対応していくため、農業委員と農地利用最適化推進委員が密接に連携し、担い手への農地集積や集約化、遊休農地の発生防止、新規参入への促進など、農地利用の最適化を目指し、積極的に取り組んでまいります。

皆さま方の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

会長 飯田 敬市

## 農業委員の紹介

令和6年3月28日、農業委員会等に関する法律の改正後3期目となる農業委員の任命が市長により行われ、15人の新しい農業委員が誕生しました。農業委員会等に関する法律では、農地などの利用の最適化が農業委員会の重点業務として位置付けられております。農業委員は、農地利用最適化推進委員と連携し、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組みます。

<p>会長 議席15</p>  <p>い いだ けい いち 飯田 敬市 担当：下大津地区</p>	<p>会長職務代理者 議席6</p>  <p>い さ か た か お 井坂 孝雄 担当：美並地区</p>	<p>議席1</p>  <p>い し つ か よ う じ 石塚 洋二 担当：安飾地区</p>	<p>議席2</p>  <p>あ そ う と み こ 麻生 登美子 担当：志士庫地区</p>
<p>議席3</p>  <p>と よ さ き し ず よ 豊崎 静代 担当：志筑地区</p>	<p>議席4</p>  <p>な か や ま み ね お 中山 峰雄 担当：志士庫地区</p>	<p>議席5</p>  <p>そ が ま さ は る 佐賀 正治 担当：牛渡地区</p>	<p>議席7</p>  <p>さ い と う つ と む 齋藤 務 担当：安飾地区</p>
<p>議席8</p>  <p>ひ ろ せ え い じ 廣瀬 栄二 担当：美並地区</p>	<p>議席9</p>  <p>お ぐ ら た つ や 小倉 達也 担当：新治地区</p>	<p>議席10</p>  <p>み や も と や す こ 宮本 康子 担当：安飾地区</p>	<p>議席11</p>  <p>お か べ ま さ ひ と 岡部 正仁 担当：佐賀地区</p>
<p>議席12</p>  <p>や ぐ ち あ き ゆ き 矢口 明之 担当：七会地区</p>	<p>議席13</p>  <p>ふ く だ み ほ 福田 美保 担当：七会地区</p>	<p>議席14</p>  <p>せ き ひ ろ ゆ き 関 宏幸 担当：志筑地区</p>	<p>委員紹介凡例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>議席番号</p> <p>顔写真</p> <p>氏名（敬称略）</p> <p>担当地区</p> </div>

任期満了に伴い、下記12人の農業委員が勇退されました。今後のさらなるご活躍をお祈り申し上げます。  
氏名：海東 功、西崎 敏和、鈴木 良道、宮本 教夫、塚本 勝男、安田 治、久松 弘叔、高田 健司、谷中 昌、廣原 孝、栗山 千勝、塚本 茂（敬称略）



## 農地利用最適化推進委員の紹介

令和6年4月10日、農業委員会臨時総会において11人の農地利用最適化推進委員を選出し、委嘱を行いました。農地利用最適化推進委員は、農業委員会等に関する法律の改正により平成30年度から設置された委員で、農業委員と連携し、主に担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、および新規参入の促進など、地域における現場活動を行います。

 <p>まつざわ よしや 松澤 喜哉 担当：下大津地区</p>	 <p>やぐち やすお 矢口 保男 担当：美並地区</p>	 <p>ふじい けいこ 藤井 圭子 担当：牛渡地区</p>	 <p>はっとり としあき 服部 敏明 担当：佐賀地区</p>
 <p>しまだ かづゆき 嶋田 一幸 担当：安飾地区</p>	 <p>いむら としひこ 飯村 敏彦 担当：志士庫地区</p>	 <p>しのはら まさみ 篠原 正美 担当：志士庫地区</p>	 <p>なかじま まさひろ 中島 正博 担当：志筑地区</p>
 <p>おかの かずひろ 岡野 和浩 担当：新治地区</p>	 <p>やすだ おさむ 安田 治 担当：七会地区</p>	 <p>たむら たまみ 田村 珠美 担当：七会地区</p>	<p>委員紹介凡例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>顔写真</p> <p>氏名（敬称略）</p> <p>担当地区</p> </div>

任期満了に伴い、下記8人の推進委員が勇退されました。今後のさらなるご活躍をお祈り申し上げます。  
氏名：櫻井 栄、宮本 剛、根本 功、眞家 智、長谷川 昌信、鈴木 一郎、藤井 恒美、屋城 伸治（敬称略）

## 農地利用状況調査にご協力ください

農業委員会では、7月から10月を「農地パトロール月間」と設定して、農業委員・農地利用最適化推進委員、事務局職員が地域を巡回し、農地の利用状況を調査します。これは、農地法第30条による利用状況調査として行うもので、遊休農地の把握と発生の防止、違反転用の発生防止などについて取り組みを行います。

調査の際には、農地の中に立ち入ることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。

## 農地中間管理事業のしくみ

### 出し手



#### メリット

- ✔ 貸付期間満了後、農地は確実に出し手に戻ります。
- ✔ 貸付期間満了後、継続して貸し付けすることもできます。
- ✔ 設定した地代は、機構から確実に支払われます。
- ✔ 相続税、贈与税の納税猶予措置が継続されます。

❖ 規模縮小 ❖ 経営転換 ❖ 農地相続 でお困りの方

#### 農地を貸したい

##### 貸し付け希望の申し出

貸し付け希望の方は、市農林水産課までご相談いただき、「貸付希望申出書」を提出してください。

##### 農地状況の確認

貸し付け希望農地の状況（現状、面積、権利関係、土地改良区の賦課金など）を確認させていただきます。

##### 借り受け手続き

機構の定める基準により、借り受けが可能となった場合、機構が借り受けるための手続きを行います。

##### 権利の設定（借り受け）

県における「農用地利用集積等促進計画」の公告により、機構での農地中間管理権（借り受け）が設定されます。

### 貸付

茨城県  
農地中間管理機構



#### 借り受けと転貸

- ✔ 市町村・農業委員会と連携し、農地の集積・集約を進めます。
- ✔ 受け手に農地を集約した形で利用できるよう貸し付けます。
- ✔ 受け手への貸し付けが決まるまでの間、農地を管理します。
- ✔ 簡易な条件整備を行います。（受け手の要望により）

#### 借り受ける農地の基準

- ◆ 市街化区域以外の農地
- ◆ 再生作業が著しく困難な遊休農地ではないこと
- ◆ 農用地利用の効率化、高度化の促進につながる農地であること
- ◆ 農地または農業用施設に利用することが適当な土地であること

※1年間経過しても借り受け希望者が見つからない場合は、出し手に返還することになります。



#### <確認事項>

- 自己所有農地ですか？  
相続手続きが済んでいない農地は、権利者の同意が必要
- 土地改良区賦課金の滞納はありませんか？
- 農地に賃借権などの権利を設定していませんか？
- 大型農業機械が通行可能な進上路（おおむね2.5m）が確保されていますか？
- 隣接地との境界は明確になっていますか？

### 貸付

### 受け手



#### メリット

- ✔ 長期の借入期間により安定した営農が可能です。
- ✔ 農地の集約化が可能となり作業効率や生産性の向上につながります。
- ✔ 地代は機構にまとめて支払い、機構が出し手へ個別に支払います。
- ✔ 耕作ができなくなった場合、機構が次の受け手を探します。

❖ 規模拡大 ❖ 農地の集約化 ❖ 新規参入 をお考えの方

#### 農地を借りたい

##### 農地のマッチング

貸付期間や賃料などの諸条件について調整の上、貸し付け（転貸）に向けたマッチングを行います。

##### 賃借権などの権利を設定

県における「農用地利用集積等促進計画」の公告により、受け手に賃借権などの権利が設定されます。

農地中間管理事業の詳細などは、茨城県農地中間管理機構ホームページからご覧になれます⇒

